

日本經濟法學會

日本經濟法學會がその第三回の大會を京都帝大に於て開いたのは昨秋の十一月十七、十八日の兩日であつた。實は前回の決議による第一次の決定校たる東京帝大が種々の事情のため辭したるに之に替つて京都帝大が引受けられることになり、石田博士大隅教授を始めとする大會諸委員の非常に熱心な盡力により、準備の餘裕の短かきにも拘はらず滞りなく開催の運びとなつたのである。かうして本會はこの度も數々の業績を遺して學界に於ける巨歩の跡をたゆまず力強く印することを得た譯である。

日本經濟法學會は當初より全國的のものたるべきことをその使命として居り、又實際に於て今回も前の二回と同じく、全國より第一線の學者が馳せ參じた。第一日は總會、研究報告、及び懇親晚餐會、第二日は研究報告、及び總會の繼續會が行はれた。之等の詳細に付ては第三回の報告書が編まれる筈であるから、以下に於ては只私の薄れ行く記憶を辿つて極く大ざつばに當時の様様を記すことにする。

消 息

研究報告の内容としては先づ時局下に登場した數々の個別的經濟法の問題中、早大中村教授は「統制會の經濟的性格」を採り上げられ、又名古屋高商中濱教授は「配給統制法に於ける割當票等について」と題しての報告を行つた。統制會、割當票を鋭く法律的に分析した試みとして注目すべきである。經濟行政法に屬するものとして九大の宇賀田教授が「經濟保安警察について」、又阪商大の原教授が「經濟行政の型について」夫々蘊著を傾けての報告があり、この方面に關しての大なる寄與を爲した。又名古屋高商中川教授の「勞働立法の國民的考察」外務省伊部氏の「ソ聯に於ける經濟統制の性格」及び九大船橋教授の「民法への袂別論」は各々自己の專攻して居られる分野から特殊のテーマを取り上げて之を検討することによつて經濟法一般への示唆を與へんとせるものゝ如く思はれた。殊に船橋教授の報告は經濟に於ける商品交換を先づその基底に置きつゝ民法に關する批判的考察を進められたことは、私の最も興味深く思はれた所である。經濟法の根本問題とも言ふべきものを扱つたものとして阪商大の末川教授「統制法の目的とその極限」及び本學の

米谷教授「經濟法と階層原理」がある。前者は判例を資料として、統制法の違反の効果たる無効も、當事者の私的自治からして實際上の効果に於て充分に法の所期する目的を到達せしめない所に統制法の限界ありとせられたもので、大家の洗練された報告だけにその暢達な話方と俟つて聽者に多大の感銘を與へた。之に對して米谷教授は生活法學としての制度法學を鋭き武器としてこの中の階層原理を以て經濟法の對象を意味づけんとするもので、構想の雄大にして哲理の深遠なる滿場をして瞠目せしめたかの感があつた。

この他に石田博士「所謂高次の當事者」及び大隅教授の「經濟統制と會社法制」と題して夫々報告の豫定の所、病氣その他の已むを得ざる事由のため取り止め、若くは割愛されることになつた。之等の題目は私の最も期待してゐたものだけに誠に惜しい氣がしてならなかつた。又明大の麻生教授は「固定費の増加の傾向と經濟法」と題して二日目に報告する豫定の所、氏の急用のために中止となつた。

かうした報告題目を見ただけでも報告内容が甚だ多方面に岐れて居ることが殊に今大會に於いて明白に現はれて來る。この事は他の學界に於て往々見られる如き共通論題を定めなかつたことによるも、今一つの重要な事由は日本經濟法が奔放自由な

青年期にあり、その若さと濺刺さに溢れきつて居ることを示すものに他ならない。といふべきであらう。

尙、報告に續く討論質問に於ては何れも眞摯な眞理追求の態度と火花を散らす如き熱烈さを以て行はれた。こゝに學會のみが有する大使命があるのである。かくて自己の學問と他人の學問、一つの學風と異なる學風とが相練り合ひ、相互に反省を促されると共に彌が上にも學の水準が高められて行くことを具さに體得したのである。

樂友會館に於ける懇親會は偶然にも、この席上の全員が當時の決戰體制下に相應しく東條首相の演説をラジオを通じて傾聽した。次いで牧京大法學部長の挨拶があつて後和氣露々裡に自己紹介に移つた。そして吾々は日頃著書、論文を通じて畏敬を表して居た多くの方々の聲咳に接し、その人格より迸る力を強く感得する機會を得たのである。

最後に總會について一言すれば今回は定款の變更、役員の改選が行はれ、又次回の開催校として九州帝大が滿場一致の決議によつて決定された。かくして第四回は黎明の大東亞共榮圈の逞しき工業力の一翼を代表する北九州に本學會がその巨歩を進めることになつた。このことは日本經濟法學會の使命に照し洵に相應しいものである。(吉永榮助(昭、一七、一、一五))